

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の一部を改正する法律案の概要

平成 11 年 1 月 29 日
科 学 技 術 庁
通 商 産 業 省

I. 改正の基本的考え方

我が国の原子力平和利用を国際的に担保するための国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化・効率化方策に関する追加議定書に定める措置を実施し、かつ、国内保障措置制度における民間能力の活用の拡大を図るとともに、使用済燃料の中間貯蔵のための規定を整備する。

II. 原子炉等規制法改正の概要

1. 保障措置の強化・効率化のための規定の整備

(1) 改正の必要性

●イラクの核開発計画の発覚

IAEAと保障措置協定を締結し、IAEAの保障措置を受け入れていたイラクが、秘密裏に核兵器開発計画を進めていた事実が湾岸戦争後に発覚。

●北朝鮮の核開発疑惑

IAEAとの保障措置協定に基づき、北朝鮮から申告された情報に矛盾があったことから、IAEAは特別査察を要求したが、北朝鮮がこれを拒否したことから、核開発疑惑が高まった。



国際的な核不拡散体制の強化が急務

以上のような問題を解消し、今後の国際的核不拡散体制の強化に資するために、IAEA保障措置の強化・効率化方策がとりまとめられ、それを実施するための追加議定書のモデルがIAEA理事会で採択された（1997年5月）。

○追加議定書の内容

核物質を用いない原子力活動等に関する情報提供とそれらの場所へのIAEAのアクセスの受入れ。

○各国の状況

このモデル追加議定書に基づき、既に38ヶ国の追加議定書がIAEA理事会で承認されており、このうち、我が国(昨年12月に署名)の他、米、英、仏、独、カナダ等34ヶ国が署名済(うち、豪等4ヶ国は発効済)。

(2)改正のポイント

- ①追加議定書の国内担保措置として、IAEAに提供する必要のある情報を国内で徴収するとともに、IAEAが特定する場所に、国の職員の立会いの下でIAEA査察員の立入りが行えるよう、必要な規定を整備。
- ②国内の保障措置に関する業務の増大や、高度化等に対応するため、定型化した保障措置に係る検査(「保障措置検査(仮称)」)を内閣総理大臣の指定する民間機関に行わせることができるよう措置。

2. 使用済燃料の中間貯蔵のための規定の整備

(1)改正の必要性

○使用済燃料貯蔵の逼迫状況

海外再処理への使用済燃料の搬出終了、六ヶ所村再処理施設の操業の遅れ等から、原子力発電所内における使用済燃料の貯蔵状況は逼迫傾向にある。今後、発電量の増加に伴う使用済燃料の発生量の増加、再処理施設の再処理能力等を総合的に勘案すると、発電所外において使用済燃料を中間的に貯蔵することを目的とする施設(中間貯蔵施設)を整備することが必要。



中間貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵について、適切な管理を推進するための法的整備が必要。

(2)改正のポイント

- ①適切な使用済燃料の管理を図るため、中間貯蔵施設を設置して貯蔵の事業を行う者を、原子炉等規制法上の他の事業と同様に許可制とし、その際、原子力委員会及び原子力安全委員会によるダブルチェックを行うこととするほか、許可の基準、変更の許可等所要の規定を整備。
- ②安全な施設で使用済燃料を管理するため、中間貯蔵施設について、原子炉等規制法上の他の施設に対する規制と同様に、設計及び工事の方法の認可、定期検査等の規定を整備。

なお、使用済燃料の中間貯蔵のための規定の整備に伴い、原子力損害賠償法の改正により、中間貯蔵に係る原子力損害を賠償の対象に加える。